

熊本県公報

号外 第16号

平成18年3月24日(金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○指定管理者の指定	(熊本県立劇場).....	(文化企画課)	1
○"	(熊本県総合福祉センター).....	(健康福祉政策課)	2
○"	(熊本県あかね荘・熊本県あかねホーム・熊本県あ		
かねワークセンター・熊本県あかね生活支援センター).....	(障害者支援総室)	2	
○"	(熊本県身体障害者福祉センター).....	("	2
○"	(熊本県ひばり園).....	("	3
○"	(熊本県くすのき園).....	("	3
○"	(熊本県りんどう荘).....	("	3
○"	(熊本県身体障害者能力開発センター).....	("	3
○"	(熊本こすもす園).....	("	4
○"	(熊本県健康センター).....	(健康づくり推進課)	4
○"	(熊本県環境センター).....	(環境政策課)	4
○"	(熊本県鳥獣保護センター).....	(自然保護課)	4
○"	(熊本県天草ビジターセンター).....	("	5
○"	(熊本県伝統工芸館).....	(商工政策課)	5
○"	(熊本産業展示場).....	("	5
○"	(熊本県農業公園).....	(農 政 課)	5
○"	(熊本県西原公共育成牧場・熊本県球磨公共育成牧場).....	(畜産振興課)	5
○"	(熊本県阿蘇みんなの森).....	(森林整備課)	6
○"	(樋合漁港漁港利用調整施設).....	(漁 港 課)	6
○"	(牛深漁港漁港浄化施設).....	("	6
○"	(熊本港コンテナターミナル).....	(港 湾 課)	6
○"	(八代港コンテナターミナル).....	("	7
○"	(三角港波多マリナー).....	("	7
○"	(熊本県テクノ中央緑地).....	(都市計画課)	7
○"	(水前寺江津湖公園広木地区).....	("	7
○"	(水俣広域公園).....	("	8
○"	(熊本北部流域下水道).....	(下 水 道 課)	8
○"	(球磨川上流流域下水道).....	("	8
○"	(八代北部流域下水道).....	("	9
○"	(熊本県営住宅).....	(住 宅 課)	9

登 載 依 頼

○指定管理者の指定	(熊本県民総合運動公園).....	(教育委員会)	9
○"	(熊本県営八代運動公園).....	("	9
○"	(藤崎台県営野球場).....	("	10
○"	(熊本県立総合体育館).....	("	10
○"	(熊本県総合射撃場).....	("	10
○"	(熊本武道館).....	("	10

告 示

熊本県告示第316号

熊本県立劇場条例(昭和57年熊本県条例第27号)第11条第1項の規定により熊本県立劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県立劇場	熊本市大江二丁目7番1号	財団法人熊本県立劇場	平成18年4月1日から平成21

		理事長 潮谷義子	年3月31日まで
--	--	----------	----------

熊本県告示第317号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 三角保之	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第318号

熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成6年熊本県条例第21号）第14条第1項の規定により熊本県あかね荘、熊本県あかねホーム、熊本県あかねワークセンター及び熊本県あかね生活支援センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県あかね荘 熊本県あかねホーム 熊本県あかねワークセンター 熊本県あかね生活支援センター	熊本市水前寺六丁目43番7号くませいビル	社団法人熊本県精神科病院協会 会長 宮川洸平	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第319号

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）第11条第1項の規定により熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者福祉センター	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 笠 文夫	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第320号

熊本県難聴幼児通園施設条例（昭和56年熊本県条例第10号）第6条第1項の規定により熊本県ひばり園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県ひばり園	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 笠 文夫	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第321号

熊本県身体障害者授産施設条例（昭和56年熊本県条例第25号）第6条第1項の規定により熊本県くすのき園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県くすのき園	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 笠 文夫	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第322号

熊本県身体障害者福祉ホーム条例（昭和60年熊本県条例第55号）第10条第1項の規定により熊本県りんどう荘の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県りんどう荘	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 笠 文夫	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第323号

熊本県身体障害者更生施設条例（平成元年熊本県条例第18号）第6条第1項の規定により熊本県身体障害者能力開発センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者能力開発センター	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 笠 文夫	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第324号

熊本県知的障害者授産施設条例（昭和61年熊本県条例第57号）第6条第1項の規定により熊本こすもす園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県こすもす園	熊本市南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター内	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 会長 川村隼秋	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県告示第325号

熊本県健康センター条例（昭和59年熊本県条例第21号）第11条第1項の規定により熊本県健康センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県健康センター	熊本市東町四丁目11番2号	財団法人熊本県総合保健センター 理事長 北野邦俊	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第326号

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条第1項の規定により熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市帯山四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚希	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第327号

熊本県鳥獣保護センター条例（昭和56年熊本県条例第29号）第8条第1項の規定により熊本県鳥獣保護センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県鳥獣保護センター	熊本市尾ノ上一丁目43番18号	NPO法人九州鳥獣保護協会 理事長 杉田 猛	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第328号

熊本県ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）第8条第1項の規定により熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県天草ビジターセンター	上天草市大矢野町維和4960番地	特定非営利活動法人上天草アクティブセンター 理事長 山川清英	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第329号

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）第12条第1項の規定により熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市千葉城町3番35号	財団法人熊本県伝統工芸館 理事長 佐々木正典	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第330号

熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）第11条第1項の規定により熊本産業展示場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本産業展示場	熊本市山崎町30番地	熊本産業文化振興株式会社 代表取締役 藤井 昭	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第331号

熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例62号）第13条第1項の規定により熊本県農業公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県農業公園	熊本県合志市栄3802番地4	財団法人熊本県農業公社 理事長 園田俊宏	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第332号

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和46年熊本県条例第16号）第8条第1項の規定により熊本県西原公共育成牧場及び熊本県球磨公共育成牧場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県西原公共 育成牧場 熊本県球磨公共 育成牧場	熊本県合志市栄 3802 番地 4	財団法人熊本県農業公 社 理事長 園田俊宏	平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 333 号

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和 61 年熊本県条例第 17 号）第 7 条第 1 項の規定により熊本県阿蘇みんなの森の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県阿蘇みんなの森	熊本県阿蘇市内牧 261 番地	財団法人阿蘇市地域振 興公社 理事長 佐藤義興	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 334 号

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 20 条第 1 項の規定により樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	熊本県上天草市松島町合津 7500 番地	フィッシャリーナ天草 株式会社 代表取締役 何川一幸	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 335 号

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 20 条第 1 項の規定により牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
牛深漁港漁港浄化施設	熊本市水前寺公園 28 番 43 号	九州テクニカルメンテ ナンス株式会社 代表取締役 杉本陽児	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 336 号

熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）第 17 条第 1 項の規定により熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市花畑町7番10号	くまもとファズ株式会社 代表者 代表取締役社長 魚住汎輝	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第337号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
八代港コンテナターミナル	熊本県八代市新港町二丁目4番地3	八代港運株式会社 代表者 代表取締役 松木直子	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第338号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により三角港波多マリーナの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
三角港波多マリーナ	熊本県宇城市三角町三角浦1160番地の153	三角町漁協フィッシャリーナグループ 代表者 三角町漁業協同組合 代表理事組合長 坂本勝藏	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第339号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により熊本県テクノ中央緑地の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央緑地	熊本市画図町大字下無田字津田1432番地17	社団法人熊本県造園建設業協会 会長 白川和隆	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第340号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により水前寺江津湖公園広木地区の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
水前寺江津湖公園 園広木地区	熊本市画図町大字下無田字 津田 1432 番地 17	社団法人熊本県造園建 設業協会 会長 白川和隆	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 341 号

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により水俣広域公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
水俣広域公園	熊本県葦北郡芦北町大字芦 北 2593 番地 1	ハートリンク水俣 代表者 有限会社 山 翠園 代表取締役 前 田富美雄	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 342 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 3 条の規定により熊本北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本北部流域下 水道	熊本市水前寺公園 28 番 43 号	九州テクニカル・熊環技 研委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカ ルメンテナンス株式会 社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 343 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 3 条の規定により球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
球磨川上流流域 下水道	熊本市水前寺公園 28 番 43 号	九州テクニカル・球磨 清掃公社委託業務共同 企業体 代表者 九州テクニカ ルメンテナンス株式会 社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第344号

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）第3条の規定により八代北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
八代北部流域下水道	兵庫県西宮市六湛寺町9番8号	日本管財・三協エンジニアリンググループ 代表者 株式会社日本管財環境サービス 代表取締役社長 濱中昱夫	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第345号

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第35条及び第36条の規定により県営住宅及び共同施設並びに県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
県営住宅及び共同施設並びに県営改良住宅及び地区施設	熊本市水前寺六丁目5番19号	熊本県住宅供給公社 理事長 寺嶋 建	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

登 載 依 頼**熊本県教育委員会告示第6号**

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市平山町2776番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 松島紀男	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県教育委員会告示第7号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市大窪四丁目2番4号	熊本利水工業株式会社 代表取締役 前田和幸	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県教育委員会告示第8号

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）第10条第1項の規定により藤崎台県営野球場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市平山町2776番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 松島紀男	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県教育委員会告示第9号

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定により熊本県立総合体育館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市平山町2776番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 松島紀男	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県教育委員会告示第10号

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定により熊本県総合射撃場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市二本木二丁目6番10号	熊本県クレ射撃協会 会長 高木繁幸	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

熊本県教育委員会告示第11号

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定により熊本武道館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	財団法人熊本県武道振興会 理事長 吉里武正	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで